

物流改正法における 倉庫業者の努力義務等について

ドライバー不足・時間外労働規制による輸送コスト上昇や物流の停滞に対処するため、
2025年4月から物流改正法が施行されました。

これにより、すべての荷主・物流事業者、
物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課せられ、
当該措置について国が判断基準を策定します。

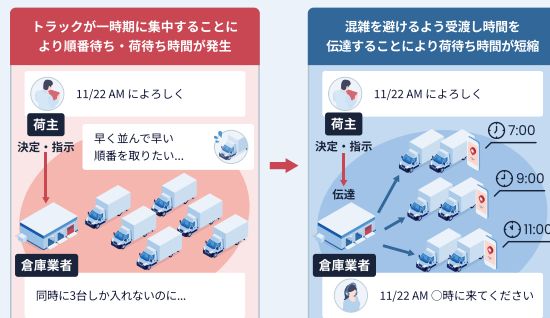


倉庫業者の努力義務(2025年4月から) すべての倉庫業者に、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課せられます。

荷待ち時間の短縮

有効と考えられる主な取組

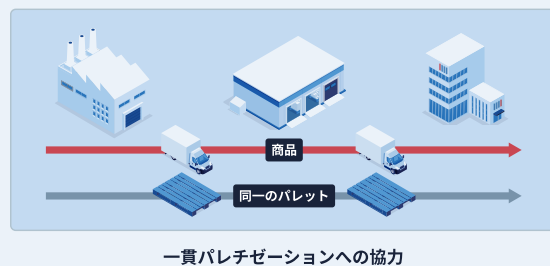
- ・ 貨物の入出荷の日時分散やトラックの混雑回避に資する、混雑情報の提供



荷役等時間の短縮

有効と考えられる主な取組

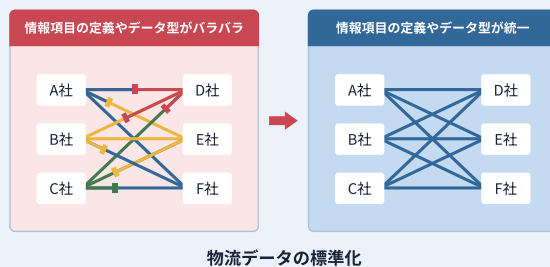
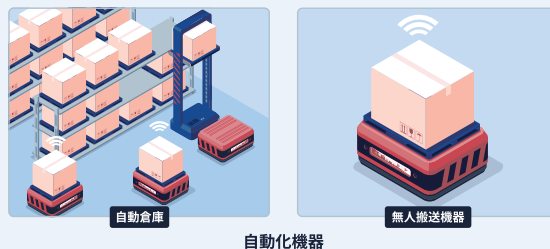
- ・ 適正な荷役作業が行える環境整備
- ・ 荷役前後の搬出入の迅速な実施
- ・ フォークリフト、作業員の適切な配置
- ・ 一貫パレチゼーション等への有償での協力による荷役等の効率化
- ・ 検品の効率化



実効性の確保のための事項

有効と考えられる主な取組

- ・ 責任者の選任、社内教育の実施
- ・ 荷待ち・荷役等時間や積載効率の状況、取組の実施状況・効果の把握
- ・ 効率化に向けた荷主への提案・協力
- ・ 物流データの標準化等の多様な主体との連携の円滑化
- ・ 自動化・機械化機器の導入
- ・ 関係事業者間での連携推進



努力義務・判断基準は荷主やトラック事業者等も対象としており、
物流の効率化に向けて全ての関係者が協力して取り組むこととなります。

本改正の趣旨を踏まえ、荷主やトラック事業者等と連携して、
積極的な取組を行っていただくようお願いいたします。

取組にあたっては、必要に応じて、
費用負担等の見直しに向けた協議を行ってください。

トラック・倉庫等を対象として、
取引している荷主等の優良な取組状況の把握や物流改善の促進を目的とした、
定期的なアンケート調査も実施します。



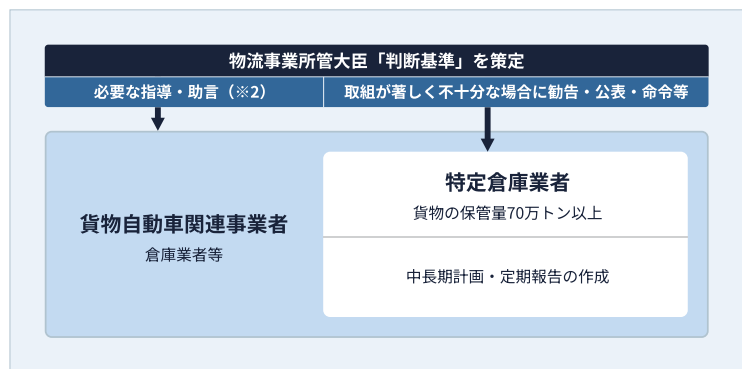
特定倉庫業者の指定と義務（2026年4月施行予定） 保管量が一定以上の倉庫業者は特定倉庫業者に指定され、別途義務が課せられます。

特定倉庫業者について

貨物の保管量^(※1)70万トン以上（数値は予定）の倉庫業者には、2026年4月から特定倉庫業者の指定手続きを開始し、10月末から中長期計画の提出、2027年7月末に定期報告の提出を行っていただく想定です。

（※1）倉庫に入庫された貨物の年度の合計の重量

（※2）必要な指導・助言は2025年4月から先行実施。運転者の荷待ち時間等の短縮に必要な措置について、的確な実施を確保するために必要と認める場合、全ての倉庫業者に対して行う。



「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

物流効率化法の改正ポイントを取りまとめたポータルサイトでは、努力義務や一定規模以上の特定事業者に課せられる事項等について解説しています。

「判断基準省令全文」、「貨物自動車関連事業者判断基準の解説書」等もこちらで掲載しています。

是非こちらのポータルサイトをご参照ください。

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp>



連絡先

物流・自動車局貨物流通事業課貨物流通経営戦略室	TEL 03-5253-8297	北海道運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 011-290-2726
東北運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 022-791-7508	関東運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 045-211-7210
北陸信越運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 025-285-9152	中部運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 052-952-8007
近畿運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 06-6949-6410	神戸運輸監理部総務企画部物流施設対策官	TEL 078-321-3145
中国運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 082-228-3496	四国運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 087-802-6726
九州運輸局交通政策部環境・物流課	TEL 092-472-3154	沖縄総合事務局運輸部 総務運航課	TEL 098-866-1836